

説 明 書

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 令和8年度持続可能なまちづくり支援業務委託
- (2) 委託箇所 埼玉県内
- (3) 業務目的

埼玉県では、市町村境に関わらず鉄道や道路に沿って市街地が形成されており、隣接市町村同士が地形地物によって分断されていない場合も多く、自治体の垣根を超えた生活圏が形成されている。

県が直面している人口減少・超少子高齢化という歴史的な課題に対応するには、各市町村単独での取組に加え、生活圏を共にする複数の市町村が連携して広域的なまちづくりを進める必要がある。

そのためには、まちづくりの分野におけるデータの客観的な分析を通じて、連携市町村が地域課題を認識し、ビジョンを共有した上で広域的なまちづくりの将来構想等を策定・共有する必要がある、本業務で必要な支援を行うものである。

- (4) 委託業務内容

本業務の内容は県が選定した2地域を対象として、以下のとおりとする。なお、詳細については、別添の特記仕様書によるものとする。

- ① 計画準備・資料確認
- ② 各種統計データの収集・分析、資料の作成
- ③ 広域連携を行う地域のまちづくり方針を検討するための勉強会等の開催
- ④ 広域的なまちづくりの将来構想等を策定
- ⑤ 打合せ協議

- (5) 履行期限 令和9年3月31日
- (6) 委託上限額 15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）
- (7) 業務実施上の条件
打合せ回数
初回1回、中間2回、成果品納入時1回
- (8) 成果品
別添「特記仕様書」参照

2 資格要件

- (1) 令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「資格者名簿」という。）に、「建設コンサルタント」で登載された者であること。
ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公示日以前である者に限る。
- (2) 資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」が埼玉県にあること。
- (3) 公示日以後に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
 - ② 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規

- 則第91条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 参加できる者の形態は単体企業とする。
- (7) 会社の実績として、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）または地方公共団体との契約において、平成28年4月1日以降公示日までの間に次のいずれかを満たす業務を完了した実績があること。
- ①市町村都市計画マスタープラン*¹の策定又は更新に係る業務
 - ②都市計画区域マスタープランの策定又は更新に係る業務
 - ③立地適正化計画*²の策定又は更新に係る業務
- *1 都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針
- *2 都市再生特別措置法第81条に規定する立地の適正化を図るための計画
- (8) 次のいずれかの資格を有する技術者を複数保有すること。
- ① 技術士（建設部門）「都市及び地方計画」
 - ② RCCM「都市計画及び地方計画」
 - ③ 認定都市プランナー
- (9) その他
- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。
 - ② 公示日以降に埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - ③ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

3 選定基準

2の要件を満たしている者の中から、次の評価項目・評価基準に基づいて選定する。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1 会社の業務実績	(1) 業務実績の件数	・平成28年4月1日以降公示日までの間に完了させた実績のうち、2資格要件（7）に示す①～③のそれぞれに該当する実績を保有するか（異なる契約の実績でも可）	5
2 配置予定技術者の業務実績（管理技術者）	(1) 業務実績の件数	・平成28年4月1日以降公示日までの間に完了させた実績のうち、2資格要件（7）に示す①～③のそれぞれに該当する実績を保有するか（異なる契約の実績でも可） なお、配置予定技術者が複数の場合は1人分のみとする	5
3 技術提案の内容	(1) 業務の実施方針及び業務工程計画等	業務内容の理解度 ・目的、条件、内容の理解度が高く簡潔に示されているか	5
		業務実施方針の有効性 ・与条件や調査結果を基にした検討・取りまとめ等の実施方針が優れているか	5

		工程計画 ・特記仕様書等に記載した業務を基に、検討を行う上で必要な業務内容を想定し、具体的な工程計画となっているか	5
	(2) 秩父地域における広域的な視点での現状分析と課題抽出に係る手法の提案	的確性（事業難易度の考慮） ・課題点、問題点を把握し、難易度に相応しい提案となっているか	10
		実現性（提案内容の裏付） ・提案内容に根拠があり実現可能な内容であるか	10
		独創性（高度の検討・解析手法、創意工夫） ・調査の進め方に工夫がみられ独創的な提案であるか	10
	(3) 熊谷市の周辺地域における広域的な視点での現状分析と課題抽出に係る手法の提案	的確性（事業難易度の考慮） ・課題点、問題点を把握し、難易度に相応しい提案となっているか	10
		実現性（提案内容の裏付） ・提案内容に根拠があり実現可能な内容であるか	10
		独創性（高度の検討・解析手法、創意工夫） ・調査の進め方に工夫がみられ独創的な提案であるか	10
	(4) わかりやすさ等	複数テーマ間の整合性 ・検討項目間における内容の整合性が高いか	5
		説明力（わかりやすさ） ・提案内容の説明が十分であり理解しやすいか	10
4 参考見積	・参考見積の妥当性	・参考見積内訳書の内容が妥当か ・参考見積額が委託上限額以下であるか	確認
合 計			100

4 技術提案を求める具体的テーマ

本業務においては、次の具体的テーマについて幅広い知識や経験並びに柔軟な発想や新しい視点が必要であるため、技術提案を受けたうえで業務を進めるものとする。技術提案については、様式1号の5、6、7により1テーマにつきA4判1枚程度で記入すること。

(1) 業務の実施方針及び業務工程計画等

県は、本業務を通じて客観的なデータ分析を行い、周辺自治体と連携して持続可能なまちづくりに取り組む市町村の支援を行う。

そこで、有効な技術支援を行うための業務の実施方針及び業務工程計画等について、記述すること。

(2) 秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の5市町を想定）における広域的な視点での現状分析と課題抽出に係る手法の提案

秩父地域においては、例えば「広域的な立地適正化の方針」の策定や公共交通・道路ネットワークの整備等が考えられる。

地域の特性を踏まえて持続可能なまちづくりを実現するために、上記に限らず広域的な

視点から現状分析手法と課題の抽出方法を、使用が想定されるデータの種類の提示の上、具体的に記述すること。

- (3) 熊谷市の周辺地域（熊谷市、行田市、深谷市の3市を想定）における広域的な視点での現状分析と課題抽出に係る手法の提案

熊谷市の周辺地域においては、例えば鉄道駅周辺の活性化や市境における都市計画の連続性等が考えられる。

地域の特性を踏まえて持続可能なまちづくりを実現するために、上記に限らず広域的な視点から現状分析手法と課題の抽出方法を、使用が想定されるデータの種類の提示の上、具体的に記述すること。

5 窓口・問合せ先

埼玉県都市整備部都市計画課 都市計画担当 近藤・渡邊

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-5345（直通）

FAX 048-830-4881

E-mail a5330-18@pref.saitama.lg.jp

6 手続き

本手続は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、一次選定結果については、「7 技術提案書提出後の予定」による。

- (1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

- ① 受付期限 令和8年9月8日（火）午後4時まで
- ② 受付方法 電子入札システムにより提出すること。
- ③ 回答方法 令和8年9月10日（木）午後4時までに電子入札システム上で掲示する。
なお、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加者に適用する。
また、参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から参加者へお知らせを掲示することがある。

- (2) プロポーザル参加表明書の提出について

- ① 提出期限 令和8年9月8日（火）午後4時まで
- ② 提出方法 電子入札システムにより提出すること。
確認後、参加表明書受付票を発行する。

- (3) 技術提案書（様式1号～1号の7）の提出について

- ① 提出期限 令和8年9月16日（水）午後4時まで
- ② 提出方法 電子入札システムにより提出すること。
確認後、技術提案書受付票を発行する。
- ③ その他 当該業務に係る参考見積内訳書を併せて提出すること。
電子入札システムにおけるすべての電子ファイルについては、セキュリティ向上の観点から、次の拡張子（「.docx」「.xlsx」「.pptx」）以外は利用できない。

なお、添付可能なファイルの容量は合計で3MB以内である。

やむを得ず3MBを超える場合は、超える分のファイルをE-mailにて「5 窓口・問合せ先」に送付し、到達したことを電話で「5 窓口・問合せ先」の担当者に確認すること。

7 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無 有
一次選定は、技術提案書に基づく書類審査を実施する。
ただし、資格要件を満たす者が5者程度の場合は、一次選定を実施しない。
- (2) 一次選定結果通知及びヒアリング依頼方法
 - ① 技術提案書提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知及びヒアリングの依頼をE-mailにて通知する。
 - ② 一次選定において選定されなかった者に、その旨をE-mailにて通知する。
 - ③ ②の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、非特定理由についての説明を書面により求めることができる。
 - ④ 非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
 - ⑤ 一次選定を実施しない場合は、その旨及びヒアリングの依頼をE-mailにて通知する。
- (3) ヒアリング予定日（一次選定を実施しない場合）
令和8年9月24日（木）
ヒアリングの場所及び時間は、E-mailにて別途通知する。
なお、実施方法は対面を予定しているが、対面以外の方法で実施する場合がある。
また、一次選定を実施した場合、ヒアリングの日時及び場所は、E-mailにて別途通知する。
- (4) 二次選定結果通知方法
 - ① ヒアリング後、二次選定を行い、当該業務について技術的な最適案を特定し、その技術提案書を提出した者に、電子入札システムにより特定通知書を発行する。
 - ② 二次選定において技術提案書を特定しなかった者に、電子入札システムにより非特定通知書を発行する。
 - ③ 非特定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、非特定理由についての説明を書面により求めることができる。
 - ④ 非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
- (5) ヒアリングでの提案説明方法
 - ① 提出した技術提案書により説明する。また、ヒアリング当日に参考資料の配布やプロジェクタ等の利用は認めない。
 - ② 説明時間は、20分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。
 - ③ 説明は、原則として配置予定技術者が行うものとする。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要（電子契約の対象予定）
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、選定以外には、参加者に無断で使用しない。

- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することはできない。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。
- (9) 技術提案書の内容が資格要件を満たさない場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (10) 「3 選定基準」の評価項目「3 技術提案の内容」の評価点が54点未満の場合、又は参考見積額が委託上限額超の場合は選定しない。
- (11) 参加者が1者の場合であっても、選定を行う。
- (12) 発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案事項の履行が確認できなかった場合は埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。